

令和8年5月20日

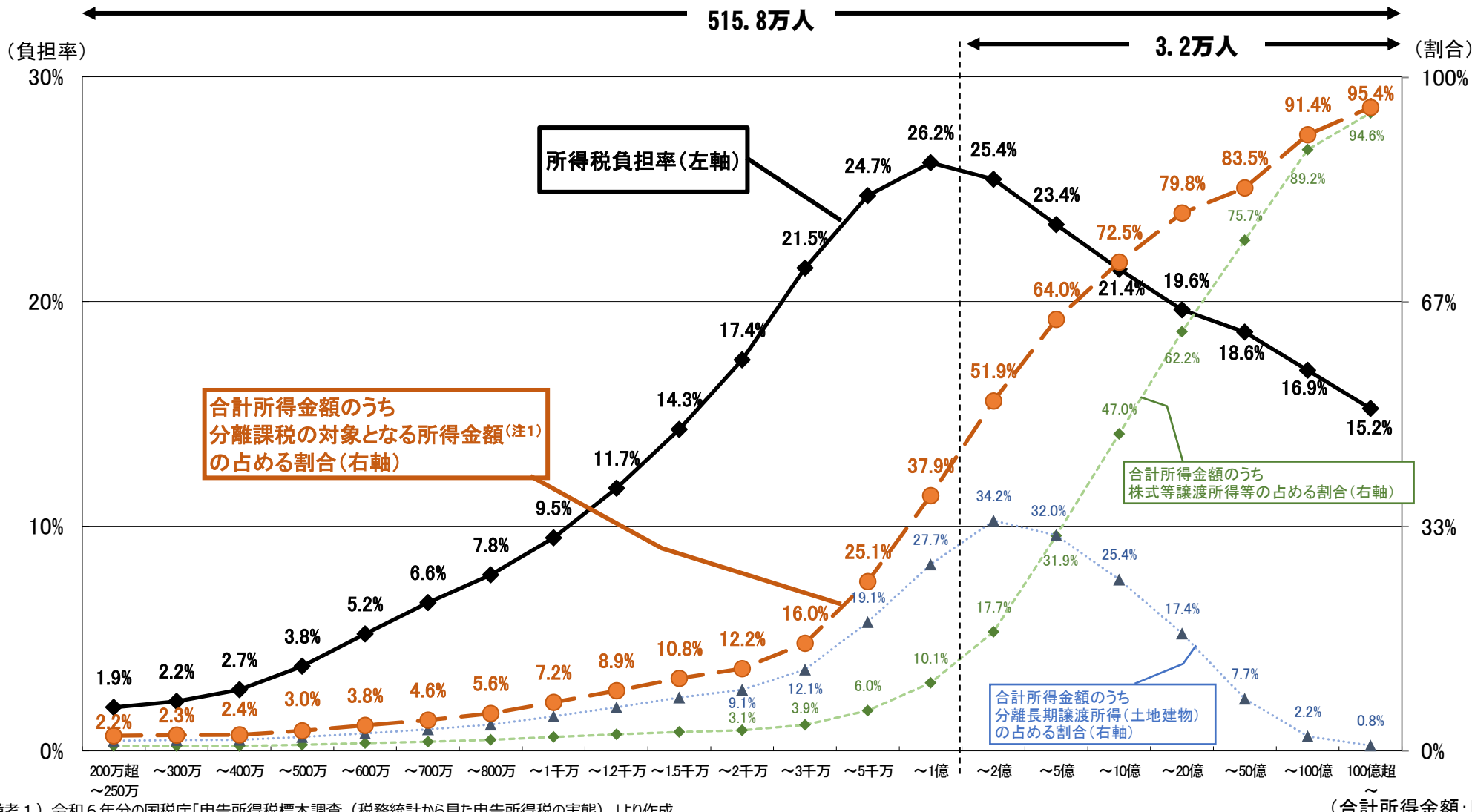
# 資料

財務省主税局

# 申告納税者の所得税負担率

令和6年分

○ 所得税の最高税率45%より低い税率で分離課税の対象となっている土地建物や株式等の譲渡所得が所得全体に占める割合は、高所得者ほど高くなっていることから、高所得者層で所得税の負担率は低下。



(備考1) 令和6年分の国税庁「申告所得税標本調査(税務統計から見た申告所得税の実態)」より作成。  
 (備考2) 所得金額があっても申告納税額のない者(例えば還付申告書を提出した者)は含まれていない。また、源泉分離課税の所得や申告不要を選択した所得も含まれていない。  
 (注1) ここで「分離課税の対象となる所得金額」としているのは、利子所得、分離長期譲渡所得(土地建物)及び株式等の譲渡所得等。税率30%の分離短期譲渡所得、分離課税の対象とならない場合がある配当所得は含まれていない。  
 (注2) 定額減税の影響が含まれていることに留意。

(合計所得金額:円)

**自由民主党、立憲民主党、日本維新の会、国民民主党、公明党、日本共産党は、以下について合意する。**

4. ガソリン・軽油の暫定税率廃止のための安定財源確保については、以下の方針に基づいて検討し、結論を得る。

- ① 徹底した歳出改革等の努力による財源捻出を前提としつつ、国際競争力の確保、実質賃金の動向等を見極めながら、法人税関係租税特別措置の見直し、**極めて高い所得の負担の見直し等の税制措置を検討し、令和7年末までに結論を得る。**

# 極めて高い水準の所得に対する負担の見直し（イメージ）

○ 税負担の公平性の観点から、極めて高い水準の所得に対する負担の適正化のための措置を見直す。（令和9年分の所得から適用）

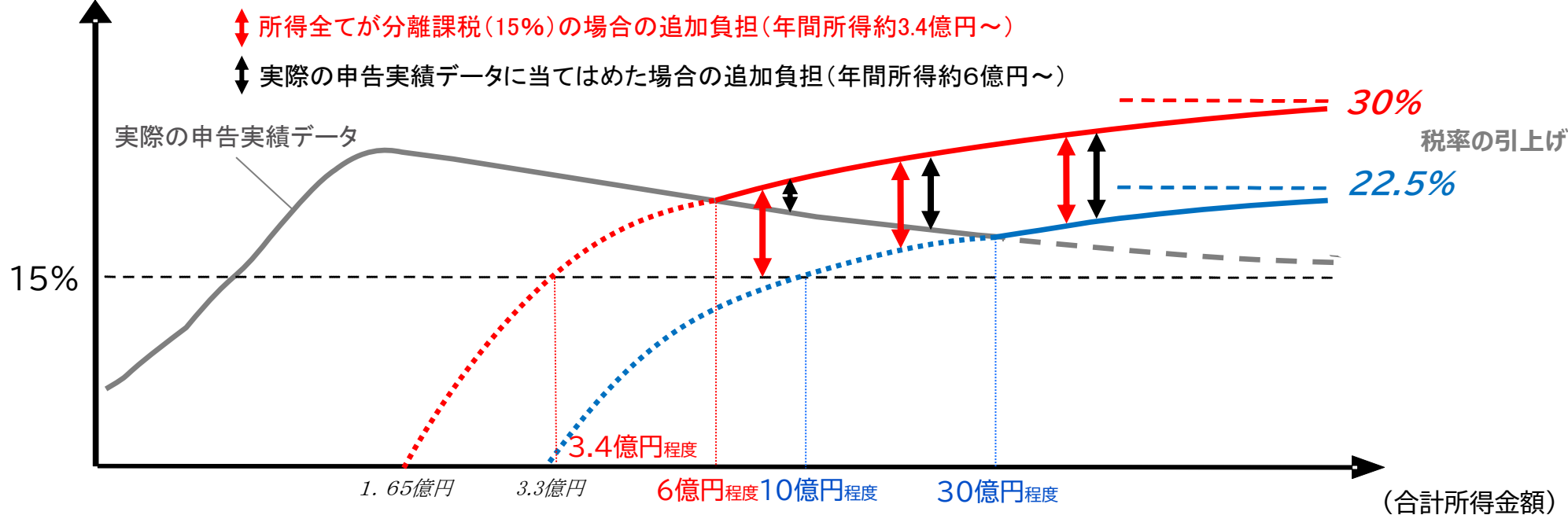
※ 「貯蓄から投資へ」の観点やスタートアップを生み育てるエコシステムを抜本的に強化するインセンティブを充実する観点から、NISA関連の所得やスタートアップに再投資された所得（上限20億円）等は非課税であり、当措置の計算における所得に含まれない。

現行制度	見直し案
① 通常の所得税額	① 通常の所得税額
② (合計所得金額※ - 特別控除額(3.3億円)) × 22.5%	② (合計所得金額※ - 特別控除額(1.65億円)) × 30%
②が①を上回る場合に限り、差額分を申告納税	②が①を上回る場合に限り、差額分を申告納税

※ 株式の譲渡所得のみならず、土地建物の譲渡所得や給与・事業所得、その他の各種所得を合算した金額。

(所得税負担率)

## 【見直しのイメージ】



特別控除額の引下げ

〔 課税実績に当てはめた場合に、追加負担が生じる平均的な所得水準 〕

**極めて高い水準の所得に対する負担の見直しによる影響（所得税）**  
**（所得全体が15%分離課税の方の場合）**

（単位：万円）

所得金額	4億円	5億円	10億円
①現行制度 （10億円までは一律15% 10億円超は追加的な負担あり）	6,000	7,500	15,080
②見直し案 ※下段の（）内は、所得金額に対する負担率	7,050 （17.6%）	10,050 （20.1%）	25,050 （25.1%）
<b>見直しによる追加負担</b> （②－①）	+1,050	+2,550	+9,980

※所得全体が15%分離課税の場合、見直し案では、所得3.4億円以上から追加負担が生じる。  
 今回の見直しにより、追加負担が生じる対象者見込みは約2,000人。

（参考）

所得の全てが事業所得など、 総合課税（累進税率）の場合	17,520	22,020	44,520
--------------------------------	--------	--------	--------

# 主要国における課税方式の概要

(2026年1月現在)

	日本	米国【ニューヨーク市】	英国	ドイツ	フランス
給与所得課税	<b>10～55.9%</b> 所得税:5～45% + 復興特別所得税: 所得税額の2.1% + 個人住民税:10%	総合課税 <b>7.0～51.8%</b> 連邦税:10～37% + 地方税:7.0%～14.8%	総合課税 <b>20、40、45%</b>	総合課税 <b>0～47.5%</b> 所得税:0～45% + 連帯付加税: 税額の0～5.5%	総合課税 <b>0～45%</b>
配当所得課税	<b>20.3%</b> 所得税:15% + 復興特別所得税: 所得税額の2.1% + 個人住民税:5% ※総合課税も選択可	(連邦税) 申告分離 (段階的課税) + (地方税) 総合課税 <b>7.0～34.8%</b> 連邦税:0、15、20% + 地方税:7.0%～14.8% ※株式譲渡益は、 12ヶ月以下保有の場合 連邦税も総合課税 (7.0～51.8%)	申告分離 (段階的課税) <b>8.8、33.8、39.4%</b> ※2026年4月以降は 10.8、35.8、39.4%	申告不要 (源泉徴収) ※総合課税 も選択可 <b>26.4%</b> 所得税:25% + 連帯付加税: 税額の5.5%	[申告分離課税] <b>31.4%</b> 又は [総合課税] <b>0～63.6%</b> 申告分離と 総合課税の 選択
株式譲渡益課税	<b>20.3%</b> 所得税:15% + 復興特別所得税: 所得税額の2.1% + 個人住民税:5%	(連邦税) 申告分離 (段階的課税) + (地方税) 総合課税 <b>7.0～34.8%</b> 連邦税:0、15、20% + 地方税:7.0%～14.8% ※12ヶ月以下 保有の場合 連邦税も総合課税 (7.0～51.8%)	申告分離 (段階的課税) <b>18、24%</b>	総合課税 <b>0～47.5%</b> 所得税:0～45% + 連帯付加税: 税額の0～5.5%	申告分離 課税 <b>36.2%</b> ※5年超保有の場合、 保有期間に応じて一 定の控除を適用可能
土地譲渡益課税	<b>20.3%</b> 所得税:15% + 復興特別所得税: 所得税額の2.1% + 個人住民税:5% ※5年以内の短期譲 益の場合、39% (所得税30%+個人住 民税9%)	(連邦税) 申告分離 (段階的課税) + (地方税) 総合課税 <b>7.0～34.8%</b> 連邦税:0、15、20% + 地方税:7.0%～14.8% ※12ヶ月以下 保有の場合 連邦税も総合課税 (7.0～51.8%)	申告分離 (段階的課税) <b>18、24%</b>	総合課税 <b>0～47.5%</b> 所得税:0～45% + 連帯付加税: 税額の0～5.5%	申告分離 課税 <b>36.2%</b> ※5年超保有の場合、 保有期間に応じて一 定の控除を適用可能

は小数点第二位を四捨五入している。

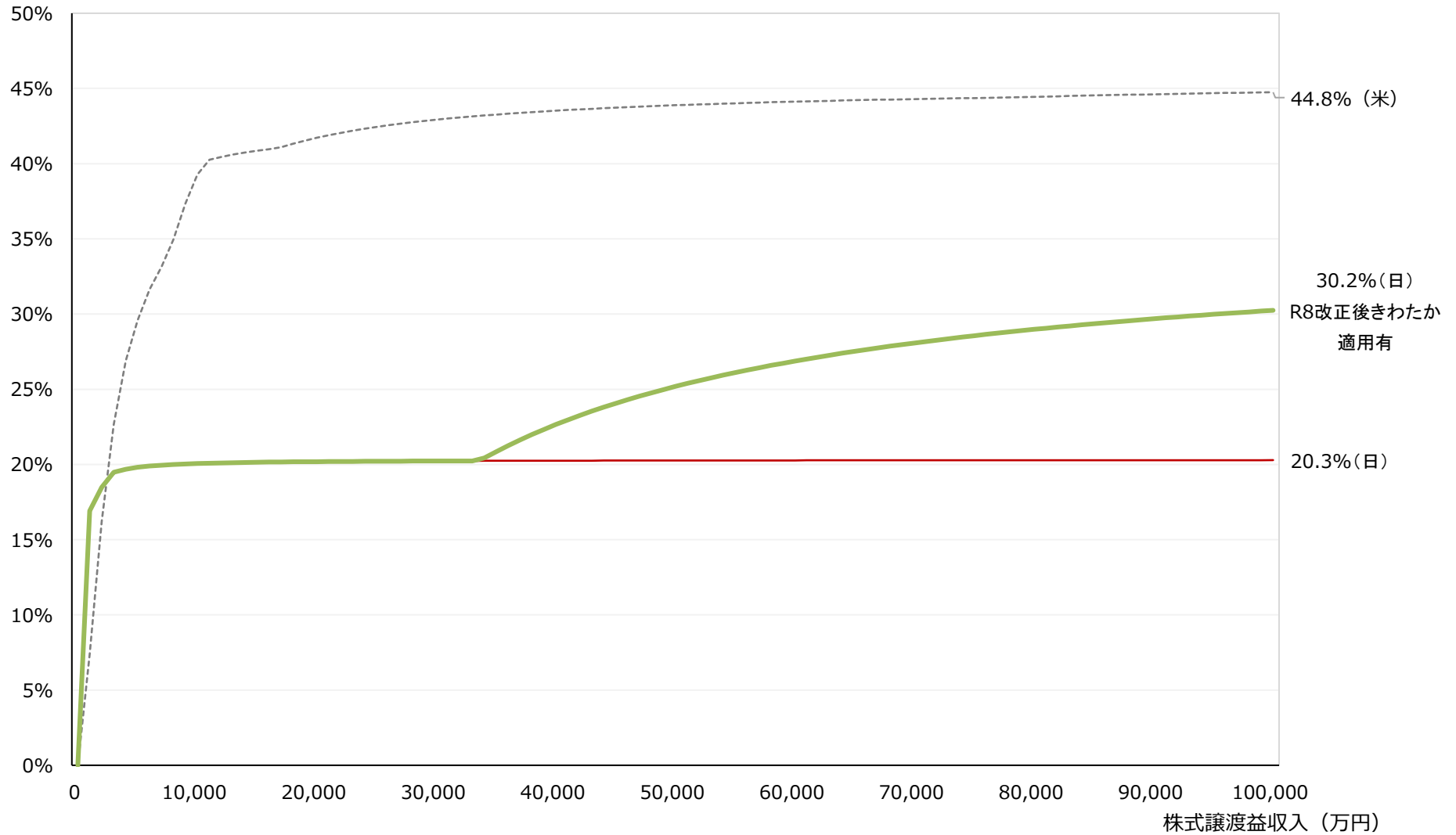
では、給与所得等、配当所得及び長期キャピタルゲインの順に所得を積み上げて、それぞれの所得ごとに適用税率が決定される。また、閾値(単身者:20万ドル、夫婦合算:25万ドル)を超える総所得がある場合、その超過分に対して、純投資所得(配当、短期・長期キャピタルゲイン等)の範囲内で、上記に加え純投資所得税(3.8%)が課され、配当、長期キャピタルゲインに係る最高税率は38.6%程度となる。加えて米国には高所得者向けの代替ミニマム課税制度が存在し、一定の調整を行った所得額に2段階の累進税率(26、28%)を適用して求めた税額と通常税額との差を追加で納税することとされている。例えば単身者で株式譲渡益のみ保有している等一定の仮定をおいて試算した場合、ニューヨーク市における国・地方の負担率の最高水準は40%台半ばと試算される。なお、州・地方政府については、税率等は各々異なる。

では、給与所得等、利子所得、配当所得、キャピタルゲインの順に所得を積み上げて、それぞれの所得ごとに適用税率が決定される。

ンでは、申告不要適用時よりも納税者にとって有利になる場合には、申告により総合課税の適用が可能。ただし、申告を行った結果、総合課税を選択した方が納税者にとってかえって不利になる場合には、税務当局において金融所得は申告されなかったものとして扱われる。26.4%の源泉徴収税のみが課される(申告不要と同様の扱い)。

ンスでは、2012年1月から財政赤字が解消するまでの時限措置として、課税所得に一定の控除等を足し戻す等の調整を加えた額が閾値(単身者:25万ユーロ、二人以上の世帯:50万ユーロを超える場合、その超過分に対して、追加で3～4%の税が課される。なお、保障関連諸税が配当課税・株式譲渡益課税には18.6%、土地譲渡益課税には17.2%含まれている。

# 日米における個人所得課税の実効税率の比較（単身の株式譲渡益所得のみの保有者） 実額



(注1) 表中の数値は各国の実効税率である。なお、端数は四捨五入している。

(注2) 日本については所得税、個人住民税（所得割）及び復興特別所得税が含まれる。米国については連邦所得税（軽減税率）、ニューヨーク州所得税及びニューヨーク市所得税が含まれる。比較の観点から、各国の社会保障に関する税及び保険料は含めていない。

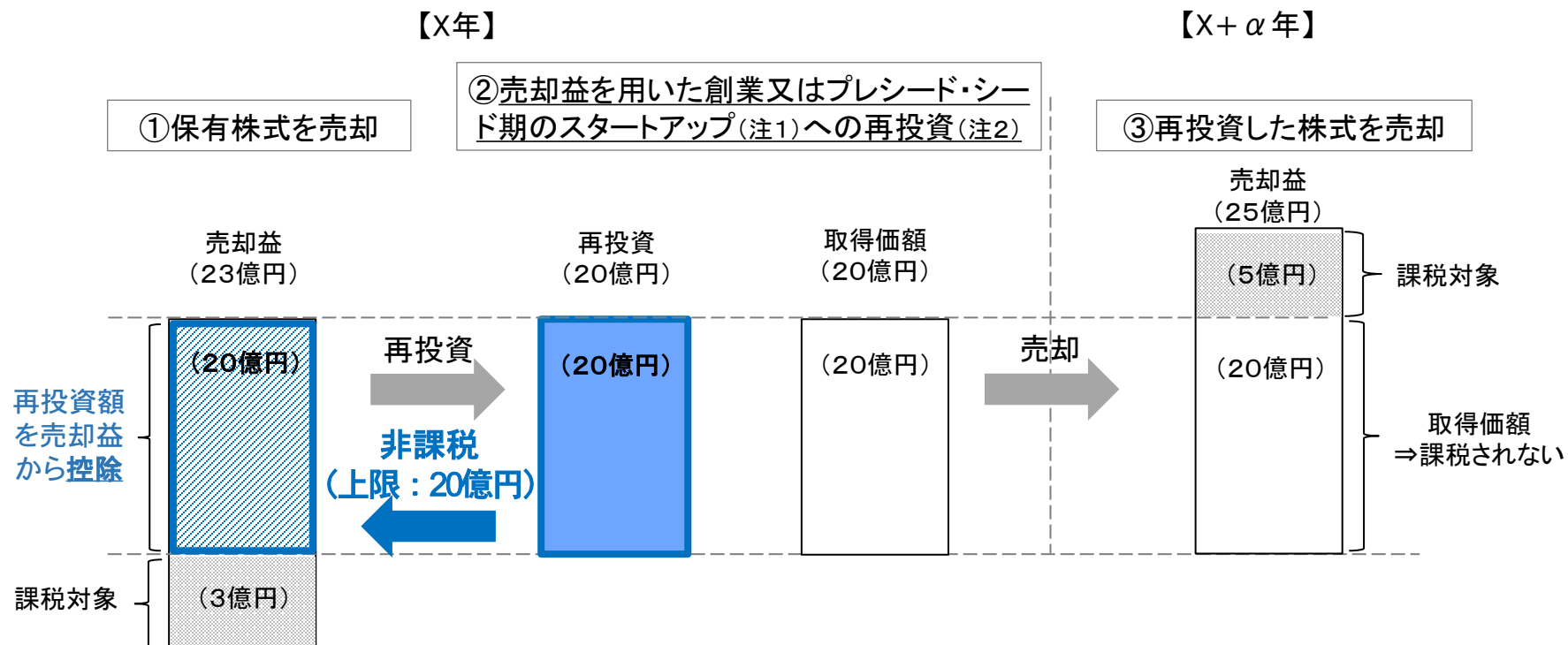
(注3) 各国において負担率を計算するにあたっては、様々な所得控除や税額控除のうち、一般的に適用されているもののみを考慮して計算している。

(注4) 日本については令和8年度税制改正に基づいている。

(備考) 邦貨換算レートは、1ドル=155円（基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：令和8年（2026年）1月中適用）。なお、端数は四捨五入している。

# スタートアップへの再投資に係る非課税措置

保有する株式を売却し、自己資金による創業やプレシード・シード期のスタートアップへの再投資を行う際には、課税を行わない。(令和5年4月1日以降の再投資について適用)



(注1)プレシード・シード期のスタートアップとは、①設立5年未満、②前事業年度まで売上が生じていない又は売上が生じているが前事業年度の試験研究費等が出資金の30%超、③営業損益がマイナス等の要件を満たすスタートアップ。

※ このほか、エンジェル税制による、課税の繰延措置がある。